

仲田小学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）

4つの段階に応じた取組

I 未然防止

児童自身がいじめについて考え、
行動できるようにする。

- ②教職員の資質能力の向上と組織的対応
 - ・教員研修の実施
- ④児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
 - ・いじめに関する授業
 - ・合意形成や意思決定の場面設定

- ①児童が安心して生活できる学級・学年・学校づくり
 - ・いじめ防止基本方針の理解
- ③いじめを生まない、許さない学級・学年・学校経営
 - ・いじめを許さない指導の徹底
- ⑤保護者、地域、関係者との共通理解の形成
 - ・「いじめ防止基本方針」の周知

II 早期発見

軽微ないじめも見逃さない。

- ①いじめの定義の正しい理解
 - ・「いじめ総合対策」の活用
- ②初期段階のいじめを素早く察知
 - ・児童アンケート・発見チェックシート
- ③教職員による児童の状況把握
- ④児童の訴えを受け止める体制の構築
 - ・SOSの出し方教室
 - ・SC面談
- ⑤保護者、地域、関係機関からの情報収集

III 早期対応

教員一人で抱え込まず、学校組織全体で取り組む。

- ①「いじめ防止対策委員会」を核にした組織的な対応
 - ・いじめ防止対策委員会への報告の徹底
 - ・対応方針・役割分担の協議
- ②被害児童、加害児童及び周囲の児童への指導、ケア
 - ・情報共有シートの活用による取組の進捗管理
- ③保護者、地域、関係機関と連携した取組
 - ・対応方針の共有
 - ・学校評価の活用

IV 重大事態への対応

被害児童の安全を確保する。加害児童の更生を図る。

- ①いじめが犯罪行為に該当が疑われる場合の対応方法の理解
 - ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文科省）
- ②「重大事態」についての確実な報告
 - ・法による義務規定に沿った報告